



2023年7月31日

各位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平
(コード8739 東証プライム市場)

「株式付与 ESOP 信託」の継続に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|----------------|--|
| (1) 処分期日 | 2023年8月22日 |
| (2) 処分株式の種類及び数 | 普通株式 800,000 株 |
| (3) 処分価額 | 1 株につき 1,488 円 |
| (4) 処分総額 | 1,190,400,000 円 |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口) |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社 5 社（スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエナジー & テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社、スパークス・AI & テクノロジーズ・インベストメント株式会社、スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社。）の従業員（以下「グループ従業員」といいます。）に、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 ESOP 信託」（以下「ESOP 信託」といいます。）の継続を決議いたしました。

本自己株式処分は、ESOP 信託の信託期間延長に伴い、当社が三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中にグループ従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2023 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 41,915,480 株に対し 1.91%（小数点第 3 位を四捨五入、2023 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 404,380 個に対する割合



1.98%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従いグループ従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

| | |
|-------|--|
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託の目的 | グループ従業員に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 受益者 | グループ従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| 信託契約日 | 2017年8月18日 （2023年7月31日付で信託契約変更予定） |
| 信託の期間 | 2017年8月18日～2029年8月31日（予定） |
| 制度開始日 | 2017年8月18日 |
| 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2023年7月28日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）における当社株式の終値である1,488円としております。取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前営業日の直近1カ月間（2023年6月30日から2023年7月28日）の当社株式の終値の平均値である1,505円（円未満切捨て）に98.87%（ディスカウント率1.13%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前営業日の直近3カ月間（2023年5月1日から2023年7月28日）の終値の平均値である1,488円（円未満切捨て）に100.00%（ディスカウント率0.00%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前営業日の直近6カ月間（2023年1月31日から2023年7月28日）の終値の平均値である1,523円（円未満切捨て）に97.70%（ディスカウント率2.30%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役全員（5名全員社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。



以上

- 本件に関するお問い合わせ先
スパークス・グループ株式会社 経営管理部
TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101